

昭和四十八年九月招集

第五回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	一日
場所	一
出席議員	一
欠席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	二
開會	二
議長の報告	二
追悼のことば	二
黙禱	三
議案の配付	三
會議録署名議員の指名	三
会期の決定	三
提案理由の説明	三
議案第六十四号	四
議案第六十五号	六
議案第六十六号	七
館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議會議員補欠選挙	九
閉會	九
本日の會議に付した事件	九

一、昭和四十八年九月二十八日（金曜日）午前十時

二、館山市役所議場

三、出席議員 二十七名

- | | |
|-----------|-----------|
| 一番 吉田勇治郎 | 三番 流山源次郎 |
| 五番 近藤好雄 | 六番 栗原一雄 |
| 七番 渡辺昭夫 | 八番 石井武敏 |
| 九番 辻田実 | 一〇番 渡辺軍治郎 |
| 一番 山本昇 | 一二番 藤田益治 |
| 一三番 五十嵐昇 | 一四番 伊賀多朗 |
| 一五番 和田一郎 | 一六番 辻井謹爾 |
| 一八番 安西益男 | 一九番 島野茂樹郎 |
| 二〇番 君塚喜三 | 二一番 鈴木市蔵 |
| 二三番 田村源治郎 | 二三番 菊井敏博 |
| 二四番 西村真次 | 二五番 安沢徳順 |
| 二六番 飯田義男 | 二七番 望月照正 |
| 二八番 田中祿郎 | 二九番 秋山六三郎 |
| 三〇番 速山ヨネ子 | |

四、欠席議員 二名

- | | |
|-------|---------|
| 二番 林豊 | 四番 鈴木 総 |
|-------|---------|

五、出席説明員

- | | |
|------------|------------|
| 助 役 島山 傳 | 収入役 高木 哲三 |
| 秘書課長 太田 博雄 | 人事課長 小沢 正治 |
| 庶務課長 小倉 澄男 | |

六、出席事務局職員

- | | |
|-----------|--------------|
| 事務局長 高尾 豊 | 事務局長補佐 脇田 元始 |
|-----------|--------------|

書 記 兵 藤 恭 一 書 記 鈴 木 哲
書 記 川 上 義 雄 書 記 福 田 英 雄

一、議事日程

昭和四十八年九月二十八日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第六十四号 館山市教育委員会委員の任命につい

て

日程第四 議案第六十五号 館山市公平委員会委員の選任につい

て

日程第五 議案第六十六号 館山市監査委員の選任について

日程第六 館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選

挙について

開 会 午前十時十分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十七名、これより昭和四十八年第五回市議会臨時会を開会いたします。

議長 の 報 告

○議長（吉田勇治郎君） 本臨時会議案審議のため地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がございましたので御了承願います。

この際御報告申し上げます。本市議會議員官野敏朗君には七月以来難病とたたかっておられました。ついに九月十四日午後十時五分急逝されました。ここにつつしんで哀悼の誠をささげ御報

告申し上げます。

追悼のことば

○議長（吉田勇治郎君） このことについて島野茂樹郎君より発言を求められております。暫時これを許します。御登壇願います。

（一九番議員島野茂樹郎君登壇）

○一九番（島野茂樹郎君） ただいま議長から報告がありましたとおり、官野敏朗議員には去る九月十四日千葉大学付属病院において急逝されました。

ここに同僚議員の御同意をいただき、議員一同を代表いたしましてつつしんで哀悼のことばを申し上げたいと思います。

顧みますれば、官野敏朗君には昭和十四年館山市消防団に入団されてより十五年の永きにわたり消防行政の振興に尽力され、また亀ヶ原横峯部落の農家組合長として農家経済の発展と向上にたゆみない努力を続けてまいられたと伺っております。

君は資性剛毅にして情誼に厚く、その人徳は多くの人々から敬慕され、昭和四十六年四月、推されて館山市議會議員に当選されたのであります。

以来、常に住民の信頼にこたえ、議会人としての職責に徹し、議会活動等に挺身され、建設常任委員会副委員長、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議會議員、消防委員会委員、畜産奨励委員会委員及び館山市農業振興地域推進協議会会長を歴任される等市政振興に寄与された功績はまことに大きなものがあります。

しかしながら、不幸にして病魔のおかすところとなり、入院加療の身とられました。御家族の懸命なる看護も、私たちの一日

も早い御平愉をとの切なる願ひもむなく、ついに不帰の客となられたのでありまして、ただただ驚愕の外なく、まことに痛恨の極みであります。

いまや自治体における住民への行政需要は高度化、多用化の一途をたどり、当市にとって特に地域開発が重要な課題となつているとき、いよいよ円熟味を加えた君の手腕が期待されたのでありますが、いまここにかけがえのない人材を失ひ、当市にとつても大きな損失として惜しみても余りあるものがあります。

常日頃元気に登庁された姿も今はなく、君の議席である一七番は空席となつてしまつたのであります。

しかしながら、議会人としての君の抱負経綸は永く私どもの指針となることを信じて疑いません。

いま、君の議席に花束をささげ、館山市議会を代表いたしましたし、ここに故宮野敏朗議員の功績をたたえ、その風格をしのび、心から御冥福をお祈りいたしましたして追悼のことばといたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で島野茂樹郎君の追悼のことばを終わります。

黙 禱

○議長（吉田勇治郎君） この際故宮野敏朗君の霊につつしんで黙禱をささげたいと思ひます。

御起立願ひます。黙禱始め。

（起立、黙禱）

○議長（吉田勇治郎君） 黙禱終ります。着席願ひます。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。八番議員石井武敏君、二五番議員安沢徳順君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日というところでございます。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時二十分 休憩

午前十時四十五分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際本臨時会招集につき、市長のあい

さつ並びに提案理由の説明を求めます。御登壇願います。

(市長本間 讓君登壇)

○市長(本間 讓君) 先に宮野議員の逝去に對しまして哀悼の意を表したいと存じます。

宮野議員さんには千葉大学に入院加療中のところ、薬石効なく去る十四日に逝去されました。まことに残念でございました。

故宮野議員さんは今日まで消防長をはじめ、あらゆる市民のためにお力なさい、また議員としては若い力を持ちまして、いろいろ御尽力をなさりまして、将来を囑望しておつたわけでございますけれども、病のおかすところとなりまして逝去されましたので心から哀悼を表しまして御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

本日提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

きょうは第五回目の臨時会をお願いしたわけでございますが、議員の皆さん方には御多忙のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。きょうお願いいたしますことは人事案件三件でございます。一つは教育委員の一名が九月三十日をもって任期満了となりますので、これが選任の件。その二つ目は公平委員がやはり九月三十日をもって任期満了となりますので、これが選任の件。それから監査委員が十月一日をもって任期満了となりますので、これが選任の件と三件でございますので、よろしく御検討願いました。満場一致で御了承いただくようにぜひお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさしていただく次第でございます。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で市長のあいさつ並びに説明を終ります。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第三、議案第六十四号館山市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案第六十四号 館山市教育委員会委員の任命について

議案の内容説明

○議長(吉田勇治郎君) 議案の説明を求めます。

(市長本間 讓君登壇)

○市長(本間 讓君) ただいま上程されました教育委員一名任期満了につき改選の件は、朗読されましたように藤田正君が人格、識見ともすぐれておりますので、ぜひ藤田君を御了承願いたいと存じます。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で説明は終わりました。

質疑応答

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑を願います。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 市長さんの説明では人格、識見豊かな人だというだけですけれども、私は統一選挙で議員として出てきたわけですが、その前からおそらく教育委員になっておると思うんですが、いままでの業績とか、そういうような点で特徴があれば話してもらいたいと思います。

○市長(本間 讓君) 先ほど申し上げましたように、藤田さんは

人格、識見とも非常に立派な方でございますが、教育問題につきましては非常に勉強されまして、いろいろ推進されておるわけでございます。懸念するところは無いと存じますが、そういう面で推薦を申し上げた次第でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） 本案については委員会の付託を省略いたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって委員会の付託は省略することに決しました。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） これより討論を行ないます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ただいまの市長さんとの質疑の中で識見豊かな人、いまままで推進してきた教育行政については別に懸念するところがないというように御答弁だったんですが、私は教育委員会全体の問題になると思うんですが、一斉地方選挙で当選した当初から教育の有線放送について、全国でもまだやってないという問題について館山市が全国に先がけて多額の予算を使ってやることは問題があるという主張をずっと続けてきたわけですが、いまでも視聴覚による教育の問題については、大体教材を提供するという範囲でやっておると思うんですが、これが行き過ぎると

教育上かなりの弊害が出るようにも考えております。教材をつくるにしても、視聴覚による教材というのはどれだけの効果があるかという点についてもまだ疑問が相当あると思うんです。

多少効果はあるかもしれませんが、一億円の予算で、年間三千万をこえるような維持費を、膨大な予算をつかって、はたしてそれだけの効果があるかということについてはいまでも疑問に思っております。

これは実際に時間をかけて実績を積み重ねなければわかないと思いますが、相当こういうような重要な問題について、まだ全国でも例のないようなことを予算規模の小さい館山市が取り上げたということについては、私は当初から反対してきましたわけです。

この中心になってきたのは教育委員会だと思いますが、教育委員会の中の、特に藤田さんはかなり前からやっておられる方だし、市長さんの考えでは懸念することはないということを言われれますけれども、私としては教育委員はほかに人材があると思われれますが、そういう点から考えてこの任命については賛成することができません。

反対の討論を終わります。

○一二番（藤田益治君） 私は原案に対して賛成するものでございます。

藤田さんにいたしましたしては、父親の代からたまたま船形小学校の火災等に藤田亀蔵、ただいまの原案の本人の父親にあたる人、この人が災害のあとの学校建設の復旧の期成同盟の会長等もおやりになったし、また御自身も船形の小学校のPTAの会長等を長くやられまして、こと教育に対しては非常に御熱心である。この

人においては適任者はないと、私はこのように考えるものでございます。したがって、原案に賛成いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論はございませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。

教育委員任命について同意を求める件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数であります。よって、教育委員任命について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第六十五号館山市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第六十五号 館山市公平委員会委員の選任について

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

（市長本間 讓君登壇）

○市長（本間 讓君） ただいま上程されました公平委員につきましては朗読されましたように、高梨清一君をお願いいたしたいと思っておりますが、高梨君は、議員の方々よくご存知のとおりの人で、非常に人格も高潔だし、またそれらの事務についても精通されておられるわけでございまして、私は最も適任者と考えまして推薦を申し上げて御了承いただきたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

御質疑願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案については委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております公平委員選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、公平委員選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第六十六号館山市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の明説を願います。

（書記明説）

議案第六十六号 館山市監査委員の選任について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

（市長本問 譲君登壇）

○市長（本問 譲君） ただいま上程されました監査委員の選任につきまして、安田誠之助君を推薦を申し上げたいと存じますが、安田さんは非常に人格、識見ともすぐれておりまして、社会のためには非常に尽くされた方でございまして、また監査委員という仕事には計数的にもあらゆる面で明るいわけではございまして、すぐれた識見のもとに計数的に明るいは最も適任じゃないかと思いついて、御推薦申し上げるわけでございますので、よろしく御了承をたまりたいと思っております。

質疑応答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を求めます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ちょっと質問したいんですが、先ほどあいまいな点があったんですが、全員協議会での兼務の問題ですが、この前固定資産評価委員は安田さんを議会で選んでいると思

うんです。さっきの説明では評価審査委員と評価委員は違うように、審査委員はこれは任命でやれると思うんです。評価委員は議会で選出するということになっていまして、固定資産評価委員と監査委員は兼務できないように受け取っておりますが、そう受け取ってさしつかえありませんか。

○人事課長（小沢正治君） 固定資産評価審査委員会の委員と、市の監査委員との兼務はさしつかえないというふうに解釈いたしております。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 固定資産評価委員と固定資産審査委員とは違うわけですね。これは台帳に登録するときに、これは公開することになっていきますね。そのときに、異議の申し立てがあったときにそれを検討するのが審査委員だと思っております。

評価委員というのは、評価するときのこれは評価委員だと思っております。そういう点では違いますので、なんかそこらが混同しているように受け取ったんで、その点はつきり。

○人事課長（小沢正治君） 固定資産評価委員と申しますのは、御案内のように、市の固定資産の評価を行なうわけで、この評価員も通常、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するというところでございますけれども、小さい市あたりでは、この評価員は選任制を取っておられないのが実態でございます。その場合には評価員の職務は市町村長が行なうということになっておるわけです。

この評価に対して不服のある場合の審査にあたるのが評価審査委員会の委員でございます。安田誠之助さんは現在その評価審査委員会の委員であるわけでございます。

したがいまして、評価員と評価審査委員会とは一応相反する立場でございますので、この兼職は禁止されております。しかし、監査委員と固定資産評価審査委員会の委員との兼職は禁止されておらないわけでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ちよっとそういう点で疑問があるんですがね。この前たしか安田さんを固定資産評価員として選任したときは、はっきりと固定資産評価員というように書いてあったと思っております。審査委員とは書いてない。審査委員だったら、これは議会の承認なしに任命できるんじゃないですか。

○人事課長（小沢正治君） ただいま申し上げましたように、評価員と評価審査委員会の委員とは別でございます。館山市に現在条例で置かれているのは審査委員会の委員だけでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 条例を見ますと、館山市の条例では固定資産評価員一名を置くということになっておりますよ。安田さんは私はそれに該当すると思つていたわけです。そうじゃないんですか。

○人事課長（小沢正治君） 審査委員会の委員でございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ちよっと調べてもらえませんか。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午前十一時 休憩

午前十一時七分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○人事課長（小沢正治君） 先ほど申し上げましたように、固定資産の評価につきましては、この評価員が決定した

評価に対する住民からの不服を審査する機関として固定資産評価審査委員会という組織があるわけでございます。

安田さんは評価員ではなくて、評価審査委員会の委員でございます。したがいまして、監査委員との兼職はさしつかえないというところでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ただいまの説明でよくわかりました。私が勘違いしたといえますか、条例を見たら、評価員は一人ということになっておりましたから、一応この前安田さんが選出されたのは固定資産評価員というふうに考えておつたのは誤解でございましたので、その点は了解いたします。

ただ、この問題を私が質問したのは、全員協議会で市長さんが安田さんが兼務でいけないということならば、それはやめてもらつて監査委員という、そういう話がありましたので、議会で選出されたものをもって市長さんが左右するような、そういう印象を受けましたので、その根拠についてはっきりするために質問したよりなわけでございます。

以上で、了解しましたので、質問を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して直ちに採決することに

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております監査委員選任について同意を求めらるる件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、監査委員選任について同意を求めらるる件は、これに同意することに決しました。

館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合

議会議員補欠選挙

○議長（吉田勇治郎君） 日程第六、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行ないます。

この補欠選挙は、宮野敏朗君が去る九月十四日死去されたので、組合規約第七条第二項の規定により行なうものであります。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

伝染病隔離病舎組合議会議員に流山源次郎君を指名いたします。おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました流山源次郎君を館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり流山源次郎君が当選されました。

ただいま当選されました流山源次郎君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定により告知をいたします。

閉

会 午前十一時十五分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は議了されました。

よって、これにて第五回市議会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

一、 議案第六十四号乃至議案第六十六号

二、 館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選挙

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議員

吉野 嘉彦

館山市議会議員

石井 武敏

館山市議会議員

安澤 徳順

